福祉人材センターの取扱範囲

対象拡大により取扱対象となる範囲

(4)地方自治体の条例または補助に基づく福祉関係事業を行う事業所

(5)行政が実施する相談所

(6) (1)～(5)以外の事業所で社会福祉を主たる目的としない事業所（社会福祉分野の国家資格を持つ専門職のみ）

社会福祉法人が実施する公益事業

(2)介護保険事業

○ 介護療養型医療施設
○ 介護老人保健施設（無低老健を除く）
○ 訪問入浴介護
○ 訪問看護
○ 訪問リハビリテーション
○ 居宅療養管理指導
○ 通所リハビリテーション
○ 短期入所療養介護
○ 特定施設入所者生活介護（ケアハウスを除く）
○ 福祉用具貸与
○ 居宅介護支援
○ 介護予防訪問入浴介護
○ 介護予防訪問介護
○ 介護予防訪問リハビリテーション
○ 介護予防居宅療養管理指導
○ 介護予防通所リハビリテーション
○ 介護予防短期入所療養介護
○ 介護予防特定施設入居者生活介護
○ 介護予防福祉用具貸与
○ 特定介護予防福祉用具販売
○ 介護予防支援
○ 地域包括支援センター

(3)障害者自立支援法に基づく事業

○日常生活用具給付事業
○発達障害者支援センター運営事業
○障害者就業・生活支援センター事業
○高次脳機能障害支援普及事業
○広域的な支援事業
・都道府県相談支援体制整備事業
・精神障害者退院促進支援事業
○サービス・相談支援者、指導者育成事業
○その他の事業
・福祉ホーム事業
・盲人ホーム事業
・重度障害者在宅就労促進特別事業
・施設外授産の活用による就職促進事業
・重度障害者に係る市町村特別支援事業←これは財政支援なので関係ないか
・生活訓練等事業
・情報支援等事業
・障害者IT総合推進事業
・社会参加促進事業

(1)社会福祉事業

【生活保護関係の事業】
〔第一種社会福祉事業〕
● 救護施設
● 更生施設
● 医療保護施設
● 授産施設
● 宿所提供施設
● 生計困難者に対して助葬を行う事業
〔第二種社会福祉事業〕
● 生活必需品等を与える事業
● 生活に関する相談に応ずる事業

【婦人保護関係の事業】
〔第一種社会福祉事業〕
● 婦人保護施設

【経済保護事業】
〔第一種社会福祉事業〕
● 授産施設
● 生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

【共同募金事業】
〔第一種社会福祉事業〕
● 共同募金事業

【児童福祉関係の事業】
〔第一種社会福祉事業〕
● 乳児院
● 母子生活支援施設
● 児童養護施設
● 知的障害児施設
・知的障害児施設
・自閉症児施設
● 知的障害児通園施設
● 盲ろうあ児施設
・盲児施設
・ろうあ児施設
・難聴幼児通園施設
● 肢体不自由児施設
・肢体不自由児施設
・肢体不自由児通園施設
・肢体不自由児療護施設
● 重症心身障害児施設
● 情緒障害児短期治療施設
● 児童自立支援施設

〔第二種社会福祉事業〕
● 児童自立生活支援事業
● 放課後児童健全育成事業
● 子育て短期支援事業
● 助産施設
● 保育所
● 児童厚生施設
● 児童家庭支援センター
● 児童の福祉の増進に関して相談に応ずる事業

【老人福祉関係の事業】〔介護保険法上の名称〕

〔第一種社会福祉事業〕	
● 特別養護老人ホーム	介護老人福祉施設
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
〔第二種社会福祉事業〕	
● 老人居宅介護等事業	訪問介護
	夜間対応型訪問介護
	介護予防訪問介護
● 老人デイサービス事業	通所介護
	認知症対応型通所介護
	介護予防通所介護
	介護予防認知症対応型通所介護
● 老人短期入所事業	短期入所生活介護
	介護予防短期入所生活介護
●小規模多機能型居宅介護事業	小規模多機能型居宅介護
	介護予防小規模多機能型居宅介護
●認知症対応型老人共同生活援助事業	認知症対応型共同生活介護

〔第一種社会福祉事業〕
● 養護老人ホーム
● 軽費老人ホーム

〔第二種社会福祉事業〕
● 老人デイサービスセンター
・老人デイサービスセンター
・生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）
● 老人短期入所施設
● 老人福祉センター
・老人福祉センター
・老人福祉施設付設作業所
● 老人介護支援センター※いわゆる「在宅介護支援センター」

【障害者自立支援法に基づく事業】
〔第一種社会福祉事業〕
● 施設入所支援を行うとともに、他の施設障害福祉サービスを行う施設
○ 障害者自立支援法附則の規定による身体障害者更生援護施設等を経営する事業
● 身体障害者更生施設
・肢体不自由者更生施設
・視覚障害者更生施設
・聴覚・言語障害者更生施設
・内部障害者更生施設
● 身体障害者療護施設
● 身体障害者福祉ホーム
● 身体障害者授産施設
・身体障害者授産施設
・身体障害者通所授産施設
・身体障害者通所ホーム
・身体障害者小規模通所授産施設
・身体障害者福祉工場
○ 障害者自立支援法附則の規定による知的障害者援護施設を経営する事業
● 知的障害者更生施設
・知的障害者更生施設（入所）
・知的障害者更生施設（通所）
● 知的障害者授産施設
・知的障害者授産施設（入所）
・知的障害者授産施設（通所）

〔第一種社会福祉事業（続き）〕
・知的障害者小規模通所授産施設
・知的障害者福祉工場
● 知的障害者福祉ホーム
● 知的障害者通勤寮

〔第二種社会福祉事業〕
● 居宅介護
● 重度訪問介護
● 行動援護
● 療養介護
● 生活介護
● 児童デイサービス
● 短期入所
● 重度障害者等包括支援
● 共同生活介護
● 施設入所支援
● 自立訓練
● 就労移行支援
● 就労継続支援
● 共同生活援助
● 外出介護
● 障害者デイサービス
● 相談支援事業
● 移動支援事業
● 地域活動支援センター

【経済保護事業】
〔第二種社会福祉事業〕
● 簡易住宅を貸し付ける事業
● 宿泊所等を利用させる事業

【隣保事業】
〔第二種社会福祉事業〕
● 隣保事業

【身体障害者福祉関係の事業】
〔第二種社会福祉事業〕
● 身体障害者生活訓練等事業
● 手話通訳事業
※障害者自立支援法による「コミュニケーション支援事業」
● 介助犬訓練事業
● 聴導犬訓練事業
● 身体障害者福祉センター
● 補装具製作施設
● 盲導犬訓練施設
● 視聴覚障害者情報提供施設
・点字図書館
・点字出版施設
・聴覚障害者情報提供施設
● 身体障害者の更生相談に応ずる事業

【知的障害者福祉関係の事業】
〔第二種社会福祉事業〕
● 知的障害者の更正相談に応ずる事業

【福祉サービス利用援助事業】
〔第二種社会福祉事業〕
● 福祉サービス利用援助事業

【連絡調整事業】
〔第二種社会福祉事業〕
● 連絡を行う事業
※社会福祉協議会等
● 助成を行う事業

従来の取扱範囲

※障害者自立支援法関係の事業については平成18年4月1日施行のものと平成18年10月1日施行のもの、平成24年3月31日までのものがあります。